

# 令和7年度税制改正（退職所得関連） に伴う事務の変更点について

The background is a solid blue color. On the right side, there are several white lines of varying lengths and thicknesses, all slanted upwards from the bottom-left towards the top-right, creating a dynamic, modern feel.

## 令和7年度税制改正（退職所得関連）に伴うDB年金の対応について

退職所得関連の改正点（令和8年1月施行）の概要と事務やシステムの変更内容についてご案内いたします。

### 【ポイント】

- ◆税額発生有無に関わらず、居住者である退職所得の受給者全員について、『マイナンバー（個人番号）』をDBオンラインサービスで通知いただきます。
- ◆課税年分が令和8年以降となる退職所得から適用されます。  
（課税年分が令和7年以前となる場合、マイナンバーの通知は不要です。）



ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

**年金サービス室**

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時  
（祝日・12/31～1/3を除く）



**0120-307081**

事務担当者さま向け情報提供サイト  
「DB年金事務サポート*Nav i*」  
（↑リンクあり）を当社公式ホームページに公開中！

あなたの未来を強くする



# 令和7年度税制改正（退職所得関連）対応について

令和7年度税制改正では退職所得関係について改正が行われます。

主な改正内容は以下のとおりであり、「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の提出範囲や、退職所得控除額の調整について見直しがなされました。事務やシステムの変更内容について、詳細をご案内いたします。

主な改正内容	適用開始日	頁	内容補足
<b>1. 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の税務署・市区町村あて提出対象者の変更</b> (退職所得となる一時金支払時にも「マイナンバー」が必要となる対応)	【課税年分】 令和8年分～	2	・全ての居住者について、税務署・市区町村あて「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を提出することとなるため、源泉徴収票・特別徴収票への記載を目的とした「マイナンバー（個人番号）」の取得やD B オンラインサービスでの通知が必要となります。
a. 改正前後の相違点（再録）		3	・退職所得となる一時金支払手続時におけるマイナンバー入力事務やシステム変更内容についてご確認ください。
b. マイナンバー入力について（D B オンラインサービスでの通知方法）		4	
c. マイナンバーの通知が必要となるケースについて【課税年分の判定】		6	・D B オンラインサービスを用いずに紙帳票である「個人番号通知書」を使用してマイナンバーを通知するケースについてご確認ください。
d. 「個人番号通知書」を用いたマイナンバー通知事務について			
<b>2. 退職所得の源泉徴収票等の様式改正</b> (レイアウト変更)	【課税年分】 令和8年分～	7	「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」について、様式が一部変更されます。 (『番号』欄の追加)
<b>3. 退職所得控除額の計算の特例変更</b> (企業型D C・iDecoの老齢一時金)	【支払日】 令和8年1月1日以降～(先順位のD C老齢一時金)	9	・退職金の支給を受けた年の前年以前9年以内にD Cの老齢一時金の支給を受けている場合、退職所得控除額の計算について調整が必要となります。
a. 改正前後の変更点（再録）		10	・「退職所得の受給に関する申告書」の様式が改正され、D Cの老齢一時金の支給分については保存期間が10年に変更となります。
b. 退職所得の受給に関する申告書（様式・保存期間の変更）		13	
c. D B オンラインサービス「通報書」の活用について			

# 1. 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の税務署・市区町村あて提出対象者の変更 (退職所得となる一時金支払時にも「マイナンバー」が必要となる対応)

## a. 改正前後の変更点 (再録)

- 令和8年の課税年分(退職日が令和8年1月1日以降等)より『全ての居住者』について税務署・市区町村あて提出が必要となり、**対象者のマイナンバー(個人番号)をDBオンラインサービスで通知いただきます。**
- 原則 退職金の支給後1ヶ月以内に「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」(以下、「源泉徴収票等」と言います。)の交付・提出が必要となります。(DB一時金の源泉徴収票等の税務署・市区町村あて**提出は住友生命で行います。**)

## 所轄税務署長に提出が必要となる「退職所得の源泉徴収票」の対象者・提出期限等

	対象者(受給者)	原則の提出期限	例外の提出期限
改正前	法人の <b>役員である</b> 居住者	退職後1ヵ月以内 ( <b>役員</b> が退職する都度)	その年中に退職した受給者( <b>役員のみ</b> )に係る源泉徴収票をまとめて翌年1月31日まで
改正後	<b>全ての居住者</b>	退職後1ヵ月以内 ( <b>居住者</b> が退職する都度)	その年中に退職した受給者(役員、 <b>従業員等含む</b> )に係る源泉徴収票をまとめて翌年1月31日まで

- ・改正前は源泉徴収票等について、受給者が役員の場合には受給者本人への交付及び税務署・市区町村への提出が必要でしたが、受給者が従業員の場合(役員でない場合)は税務署及び市区町村への提出は不要とされていました。
- ・改正後は受給者が役員・従業員の別にかかわらず、受給者への交付及び税務署・市区町村への提出が必要となります。
- ・本改正に伴い、**全ての居住者について源泉徴収票等の作成を目的としたマイナンバーの取得およびDBオンラインサービスでの通知が必要となります。**

# 1. 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の税務署・市区町村あて提出対象者の変更 (退職所得となる一時金支払時にも「マイナンバー」が必要となる対応)

## b. マイナンバー入力について (D B オンラインサービスでの通知方法)

### 裁定決議書作成画面

裁定決議書作成画面におけるマイナンバー入力手順や、画面に表示されるワーニングの内容は以下のとおりとなります。

マイナンバーの入力がない場合、一律ワーニング文言が出力されますので、課税年分をご確認いただいたうえで工程を進めてください。

こちらのボタンから入力

マイナンバーの入力がない場合、入力をお願いする文言とあわせて『ワーニング (W4831L)』が出力されます。

コード	処理結果 (ECW) 内容	解決方法
W4831L	支払調書作成対象であるため、加入者の個人番号が必要です。 【支払調書の作成対象要件】 退職所得：支払金額に関わらず作成対象※ 一時所得：一時金額100万円超 非居住者に支払う一時金 ：一時金額50万円超	加入者の個人番号の提出が必要な手続きです。 お手数ですが、加入者から個人番号の提供が受けられない場合（提出拒否など）以外は、加入者の個人番号を取得いただき『個人番号入力』画面より個人番号を入力ください。

※令和8年以降が課税年の退職所得は個人番号の入力が必要です。

### ！ご留意点

課税年分が令和7年以前となる場合（令和8年にお支払する場合であっても、令和7年中の退職により、令和7年分の課税となる場合等）、マイナンバーの入力は不要ですので、そのまま工程を進めてください。

### 技術的安全管理措置

- ・決裁者が「実行」ボタンを押下後、マイナンバーの閲覧は不可となります。
- ・入力いただいたマイナンバーは暗号化したうえでシステムに保存されます。

# 1. 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の税務署・市区町村あて提出対象者の変更 (退職所得となる一時金支払時にも「マイナンバー」が必要となる対応)

## c. マイナンバーの通知が必要となるケースについて

### 課税年分の判定について

マイナンバーの通知は課税年分が令和8年以降となる退職所得の受給者について必要となります。

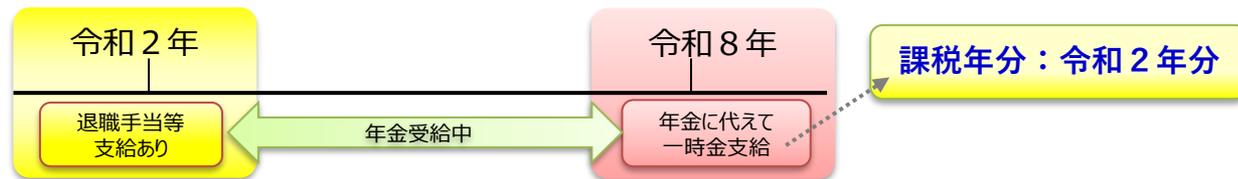
課税年分は原則として退職日の属する年分となりますが、繰下終了時または年金に代えて受ける一時金を支給するときで、退職時に他の退職手当等として支給されたものがないときは、繰下終了日や年金一時払いの支払日の属する年分となります。以下ご参照ください。

#### 【年金受給中の一時払】(所得税法基本通達31-1、30-4)

退職後、年金の受給開始後に将来の年金給付の総額に代えて一時金の支給を受ける場合、退職時に退職手当等の支給を既に受けているか否かにより課税年分が異なります。

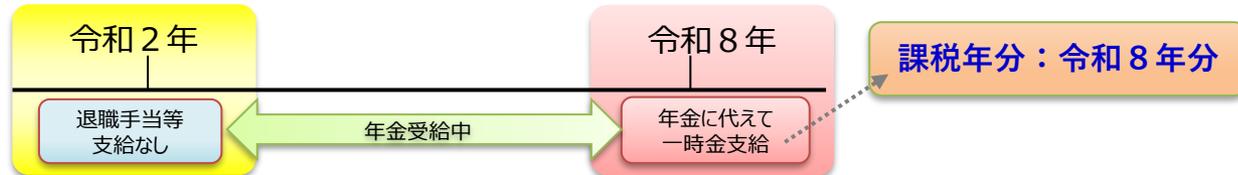
##### (1)既に支給を受けている場合

課税年分は既に支払われた退職手当等の支給期(退職日)の属する年分となります。



##### (2)支給を受けていない場合

課税年分は年金に代えて一時金を支給した支給期(支払日)の属する年分となります。



#### 【繰下終了時の一時金】(所得税法基本通達31-1、30-4)

上記の【年金受給中の一時払】と同様に、退職時に退職手当等の支給を受けているか否かにより課税年分が異なります。退職時に退職手当等の支給を受けていない場合、課税年分は繰下終了日の属する年分となります。

# 1. 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の税務署・市区町村あて提出対象者の変更 (退職所得となる一時金支払時にも「マイナンバー」が必要となる対応)

## c. マイナンバーの通知が必要となるケースについて

### 整理表

改正内容を反映した請求内容毎のマイナンバー（個人番号）の通知要否について、以下のとおり整理しております。

（D B オンラインサービスの裁定決議書作成画面における「画面ガイド」でも12月22日より以下の内容を確認いただけます。）

#### 【マイナンバー（個人番号）の通知要否および通知が必要なケース】

通知要否および通知方法については、以下の表をご確認ください。

代表的なケースを記載しておりますので、記載のないケースについては、企業年金ビジネスサービス㈱へお問合せください。

請求内容（※1）		課税区分	支払調書等提出基準	マイナンバーの記載が必要な法定調書等	マイナンバー通知要否	事業主様から当社あての通知方法
定年退職 中途退職	一時金	退職所得	—	退職所得の受給に関する申告書 退職所得の源泉徴収票（税務署提出用） 退職所得の特別徴収票（市区町村提出用）	○	オンライン入力
		一時所得	一時金額 100万円超	生命保険契約等の一時金の支払調書	○	オンライン入力
	一時金額 100万円以下		—	—	—	—
	年金	公的年金等の雑所得	—	公的年金等の源泉徴収票（税務署提出用） 公的年金等の支払報告書（市区町村提出用）	○	オンライン入力
繰下申出	—	—	—	—	—	（※2）

※1 複数の請求内容を同時に選択される場合（一部を一時金請求、残りを年金請求等）は、それぞれのマイナンバー通知要否欄および通知方法欄を確認ください。

※2 繰下げ満了時に別途通知いただくため、繰下申出時のマイナンバーの通知は不要です。

# 1. 「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」の税務署・市区町村あて提出対象者の変更 (退職所得となる一時金支払時にも「マイナンバー」が必要となる対応)

## d. 「個人番号通知書」を用いたマイナンバー通知事務について

マイナンバーの取扱いを外部の団体に委託されている事業主様においては、委託先の団体様へ令和8年分以降の支払いより退職所得に係る全受給者分のマイナンバーについてC P B S社あてに通知が必要となる旨をお伝えください。

委託先の団体様からC P B S社あての通知方法につきましては、従来通り「個人番号通知書」をご利用ください。

(「個人番号通知書」はD B オンラインサービスの『お手続き帳票 (ひな型)』に掲載しております。)

(ご参考: 「個人番号通知書」の使用局面、ご留意点)

以下のケースにおいて、C P B S社へ個人番号を通知いただく際にご利用ください。

1. 受給者の個人番号に変更が判明した場合
2. 支払指図後に受取人等の個人番号が判明した場合
3. 「失権決議書兼未支給給付裁定決議書 (受給中)」にて、未支給給付の支払指図をした際、未支給給付額が100万円超となった場合
4. その他 (D B オンラインサービスでは個人番号を通知できない場合 等)

<ご留意点>

「特定個人情報の記載がある書類」をC P B S社へお送りいただく際は、紛失等の事故を防止するため、追跡が可能な「特定記録」「簡易書留」等の利用が考えられます。特定個人情報を適切に取扱いいただきますよう、お願いいたします。

住友生命保険相互会社 通知日 年 月 日  
(事務代行会社 企業年金ビジネス(株)御中)

### 確定給付企業年金 個人番号通知書

枚中の  枚目 基金又は事業主名  
当書様を複数枚提出する場合は、上欄を記入のうえ、下記事業主情報も1枚目のみ記入ください。 従業員又は代表者名

以下のとおり、マイナンバー (個人番号) を通知いたします。

手続内容 (※1)
登録
変更
削除 (※2)

※1 該当項目に○印をつけてください。  
※2 「手続内容」が「削除」の場合は、その理由を下部の<その他連絡欄>に記入ください。

証号 (団体) 番号 <small>(※1) 必ず入力してください。</small>	1
受給者番号 <small>(※2) 必ず入力してください。</small>	
受給者氏名 (カタカナ)	
受給者 個人番号 (※3)	

※3 「手続内容」が「削除」の場合は、個人番号の記入は不要です。  
 また受取人 (遺族) のみの個人番号を通知する場合には入力不要です。

受取人が遺族のため、以下項目も通知いたします。

受取人 (遺族) 氏名 (カタカナ)	
受取人 (遺族) 個人番号	

<その他連絡欄> (※2)

<委託会社処理欄>



# 2. 退職所得の源泉徴収票等の様式改正（レイアウト変更）

## 【確定給付企業年金お支払通知書の改訂について】

「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」を記載している「確定給付企業年金 お支払通知書」を改訂します。

「確定給付企業年金 お支払通知書」（見開きハガキ）：受給権者に送付される帳票のイメージ

表面

規 展

ハガキ表面

様

確定給付企業年金  
お支払通知書

（事務代行会社）  
企業年金ビジネスサービス株式会社  
〒541-0042  
大阪市中央区今橋3丁目1番7号

TEL△△-△△△△-△△△△  
（証券番号-受給権者番号）

※記載している場合は、十分お読みください。 #0400000010000

受給者へ交付する「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」には  
マイナンバーは記載されません。

ハガキ見開き面

作成日 年 月 日

給付種類	支払年月日 年 月 日	送金方法	金融機関名	支店名
支払 明細	給付金額 円	所得税 円	市町村民税 円	都道府県民税 円
			振替局 No	貯金局No
		差引支払額 円	口座名義人	種目 口座番号

\*金融機関によっては、ご入金が午後となる場合があります。

年分 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票

支払を 受ける者	現住所 年 月 日住所 氏 名	区 分 番号	支 払 金 額	源 泉 徴 収 税 額	特 別 徴 収 税 額	
					市町村民税	都道府県民税
所轄税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分			千 円	千 円	千 円	千 円
所轄税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分			円	円	円	円
所轄税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分			円	円	円	円
退職所得控除額	勤続加入年数 方円加入	入社年月日 年 月 日	退 職 日年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
摘 要						
支 払 者	所在地 名 称					

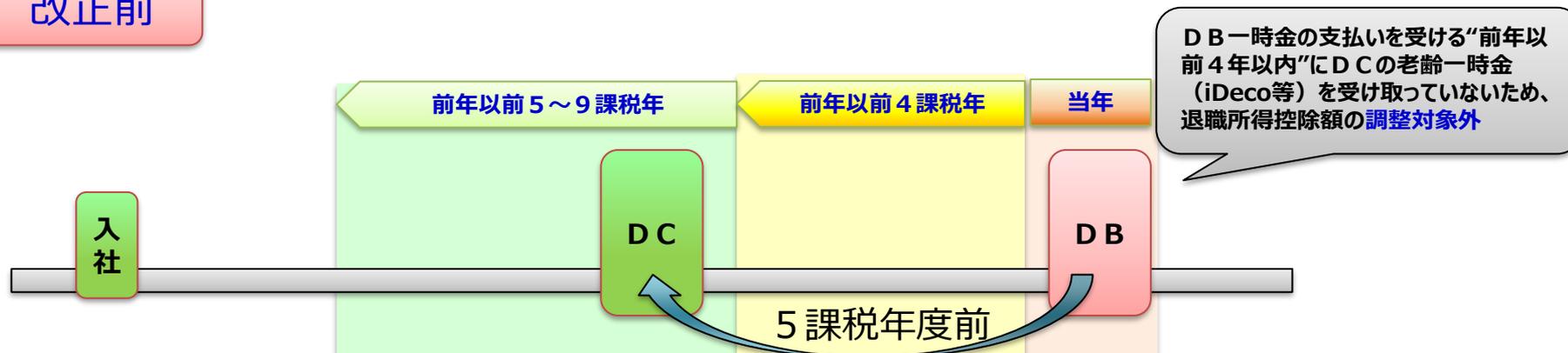
8

### 3. 退職所得控除額の計算の特例変更

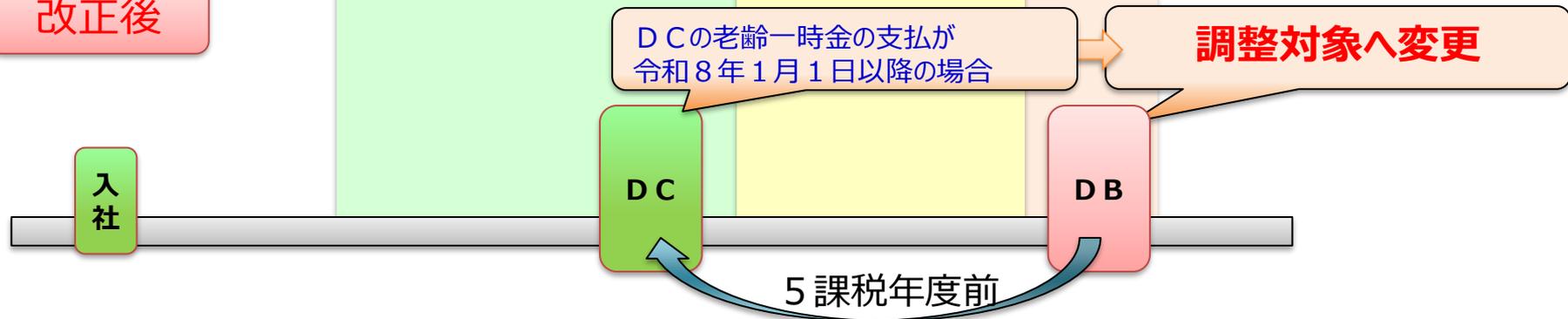
#### a. 改正前後の変更点（再録）

- 退職手当等の一時金の支払を受ける年の**前年以前9年内**（改正前：4年内）に、DCの老齢一時金を受給している場合には、退職所得控除額の計算上、勤続年数等の重複を排除して退職所得控除額を計算するように変更されます。
- 令和8年1月以降にDCの老齢一時金の支払を受け、同日以後に支払を受けるべき退職手当等に適用されます。

改正前



改正後



# 3. 退職所得控除額の計算の特例変更

## b. 退職所得の受給に関する申告書（様式・保存期間の変更）

### ◆退職所得の受給に関する申告書の新様式（令和8年分から使用します。）

- 退職金の支給を受けた年の前年以前9年以内にDCの老齢一時金の支給を受けている場合について申告書のC欄に反映する必要が生じるため、文言等の変更がなされます。また、E欄に「老齢給付金」欄が追加されています。

#### 退職所得の受給に関する申告書『C欄』

年 月 日 年分 退職所得の受給に関する申告書 兼 退職所得申告書

税務署長 署 / 市町村長 長

退職する者の氏名 (住所) 氏名 (住所) 氏名 (住所)

退職する者の氏名 (氏名) 氏名 (住所) 氏名 (住所)

法人番号 (個人番号) ※受給を受けた退職手当の支払者が記載してください。 その年の1月1日現在の住所

このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄に記載する必要はありません。)

改正前

あなたが前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年以内)に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

⑥ 前年以前4年以内(その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年以内)の退職手当等についての勤続期間

自 年 月 日 至 年 月 日

⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間

① うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間 有 無 自 年 月 日 至 年 月 日

② うち 短期勤続期間との重複勤続期間 有 無 自 年 月 日 至 年 月 日

B うち 特定役員等勤続期間 有 無 自 年 月 日 至 年 月 日

うち 短期勤続期間 有 無 自 年 月 日 至 年 月 日

うち 一般勤続期間との重複勤続期間 有 無 自 年 月 日 至 年 月 日

うち 短期勤続期間との重複勤続期間 有 無 自 年 月 日 至 年 月 日

うち 全重複勤続期間 有 無 自 年 月 日 至 年 月 日

うち 短期勤続期間 有 無 自 年 月 日 至 年 月 日

うち 一般勤続期間 有 無 自 年 月 日 至 年 月 日

改正後

あなたが前年以前に次の退職手当等の支払を受けた場合には、その退職手当等について、このC欄に記載してください。

(1) 前年以前4年以内に退職手当等の支払を受けた場合(2及び3の場合を除きます。) 前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等

(2) 令和8年1月1日以後、かつ、前年以前9年以内に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受けた場合(3の場合を除きます。) 次の退職手当等

- ・令和8年1月1日以後、かつ、前年以前9年以内に支払を受けた退職手当等
- ・令和8年1月1日前、かつ、前年以前4年以内に支払を受けた退職手当等

(3) 本年中に確定拠出年金法に基づく一時金の支払を受ける場合 前年以前19年以内に支払を受けた退職手当等

⑥ 左記の前年以前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間

⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間

① うち 特定役員等勤続期間との重複勤続期間 有 無 自 年 月 日 至 年 月 日

② うち 短期勤続期間との重複勤続期間 有 無 自 年 月 日 至 年 月 日

### 3. 退職所得控除額の計算の特例変更

#### b. 退職所得の受給に関する申告書（様式・保存期間の変更）

#### 退職所得の受給に関する申告書『E欄』

あなたが前年以前4年以内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年以内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。

C ⑤ 前年以前4年以内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年以内）の退職手当等についての勤続期間

⑥ ⑦又は⑧の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間

⑧のうち、特定役員等勤続期間との重複勤続期間

⑨のうち、短期勤続期間との重複勤続期間

A又はBの退職手当等についての勤続期間のうち、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。

改正前

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等を受けた年	支取の月	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額		支受年月	支払日	退職の区分	支払者の所在地 (住所)・名称 (氏名)
					市町村民税 (円)	道府県民税 (円)				
E B	一般	・	・				・	・	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害	
	特定役員	・	・				・	・	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害	
	短期	・	・				・	・	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害	
C	・	・				・	・	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害		

改正後

B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。

区分	退職手当等を受けた年	支取の月	収入金額 (円)	源泉徴収額 (円)	特別徴収税額		支受年月	支払日	退職の区分	老給付金	支払者の所在地 (住所)・名称 (氏名)
					市町村民税 (円)	道府県民税 (円)					
E B	一般	・	・				・	・	一般 障害		C欄等の対象となる退職手当等がある場合で、該当支払を受けた退職手当等がDCの老齢一時金である場合、「○」を記入する欄が追加
	特定役員	・	・				・	・	一般 障害		
	短期	・	・				・	・	一般 障害		
C	・	・				・	・	一般 障害			

「申告書の書き方」に「11」が追加

11 E欄の「老給付金」の欄には、支払を受けた退職手当等が確定拠出年金法に基づく老給付金として支給される一時金である場合に、「○」を記載してください。

#### ◆退職所得の受給に関する申告書の保存期間を現行：7年⇒10年に変更

➢ 保存期間の変更が適用されるのは『D C 老給付金の支給時に使用される申告書』に限定されており、D Bは影響ありません。

### 3. 退職所得控除額の計算の特例変更

#### b. 退職所得の受給に関する申告書（保存期間・様式の変更）

##### ご依頼事項

- ・給付金支払時に「退職所得の受給に関する申告書」（以下、「申告書」といいます。）を提出する際は、変更後の申告書をご使用ください。
- ・様式変更後の申告書は、DBオンラインサービスより取得可能です。  
（『お手続き帳票（ひな型）』に12月22日より掲載します。）

確定給付企業年金  
オンラインサービス

お手続き帳票（ひな型）一覧 1090981 H18-010

お手続き帳票（ひな型）一覧 [1~16件目/18件]

表題	掲載年月日	掲載期限
1 戻入依頼書	R 7. 9. 1	R 7.11.30
2 パスワード再発行申請書		
3 ユーザーID利用停止・クライアント証明書発行申請書		
4 ユーザー情報変更申請書		
5 クライアント証明書再発行申請書		
6 ユーザーID・クライアント証明書追加発行申請書		
7 ユーザーID・クライアント証明書追加発行申請書		
8 退職所得申告書（令和4年以降課税年分用）		
9 退職所得申告書（令和3年以前課税年分用）	R 6. 1.29	
10 老齢給付金（年金・一時金）裁定請求書【規約型】	R 6. 1.29	
11 脱退一時金裁定請求書【規約型】	R 6. 1.29	
12 脱退一時金裁定請求書兼繰下げ申出書【規約型】	R 6. 1.29	
13 未支給給付・遺族給付金裁定請求書【規約型】	R 6. 1.29	
14 年金支払差止・差止解除指図書【規約型】	R 6. 1.29	
15 非居住者についての連絡票【規約型】	R 6. 1.29	
16 租税条約に関する届出書【規約型】	R 6. 1.29	

「退職所得申告書（令和8年以降課税年分用）」を追加掲載します。

終了 前頁 次頁

# 3. 退職所得控除額の計算の特例変更

## c. DBオンラインサービス 通報書

- ▶ 退職所得の受給に関する申告書は令和8年分より改正されますが、DBオンラインサービスの通報書画面の変更につきましては次年度以降に実施する予定としております。
- ▶ 9頁に記載のとおり、税制改正により新たに調整対象となる方は令和8年から5課税年後のDB支払からとなりますので、令和8年以降も当面の間、現在の通報書画面で税額計算上の必要な事項は満たされます。令和8年分以降も現在の通報書を引き続きご利用いただけます。
- ▶ マイナンバーを決議書作成画面より入力のうえ通報書をご利用いただければ、マイナンバーを記載した紙帳票の「退職所得の受給に関する申告書」の郵送は必要ございません。引き続き、通報書機能のご活用をお願いします。

### オンラインサービス通報書画面『C欄』

#### 申告書C欄

◇受取人が前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、19年内（※））に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に入力ください。  
※確定拠出年金からの一時金支払日が令和4年3月31日以前の場合は「14年内」に読替えてください。

⑥ 前年以前4年内の退職手当等についての勤続期間	▼ 年 月 日 ~ ▼ 年 月 日	
⑦ ③又は⑤の勤続期間のうち、⑥の勤続期間と重複している期間	▼ 年 月 日 ~ ▼ 年 月 日	勤続期間 年

次年度以降、説明文言等の変更を行う予定です。

### オンラインサービス通報書画面『E欄』

#### 申告書E欄（Cの退職手当等について）

退職手当等の支払を受けることとなった年月日	▼ 年 月 日			
収入金額	源泉徴収税額	特別徴収税額	支払を受けた年月日	退職の区分
円	円	市町村民税 円 道府県民税 円	▼ 年 月 日	▼

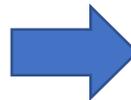
### 通報書画面全体



# アンケートへのご協力をお願いいたします。

視聴された動画右横の「アンケート」リンクをクリックのうえ、  
ご回答をお願いいたします。  
(1分ほどで完了する簡単アンケートです。)

テーマ	動画リンク	アンケート リンク
第1部	<a href="#">動画を見る</a> 	<a href="#">アンケート</a> 
第2部	<a href="#">動画を見る</a> 	<a href="#">アンケート</a> 
第3部	<a href="#">動画を見る</a> 	<a href="#">アンケート</a> 
第4部	<a href="#">動画を見る</a> 	<a href="#">アンケート</a> 
Part1全体を通してのご意見・ご感想などのアンケートにご協力ください		<a href="#">アンケート</a> 



2025年度事務担当者さま向け説明会 動画ご視聴後アンケート(Part1-1)

第1部 支払手続きを正確に実施いただくようお願い

こんにちは、株式会社。このフォームを送信すると、所定欄に名前とメールアドレスが表示されます。

\* 必須

1. 動画の理解度についてお聞かせください。\*

よく理解できた

---

4. 本テーマの動画につきまして、ご意見・ご感想や、今後説明実施を希望する内容等ありましたらお聞かせください。

回答を入力してください